

平成 24 年 6 月 19 日

「施設賠償責任保険について」

一般社団法人大阪府サッカー協会（以下「協会」という）は会員の皆様に安心して、当協会の主催する大会等の行事にご参加いただくため、施設賠償責任保険に加入しております。

協会の主催・主管・後援する大会また行事につきましては、参加者の皆様の安全管理に細心の注意を払い運営しておりますが、万が一安全管理上のミスなどにより参加者がおケガされた場合、参加者の財物を損壊してしまった場合を想定し、施設賠償責任保険に加入しております。

◆補償内容

対人・対物（共通保険金額）……………1 事故につき 1 億円（免責 1 万円）

- 施設の安全性の維持・管理の不備や、構造上の欠陥
- 業務遂行中他人にケガをさせたり(対人事故)、他人の物を壊したり(対物事故)したために、協会が法律上の賠償責任を負担した場合に被る費用を補償する保険です。
- 日本国内において、保険期間中に発生した事故が対象です。

保険金をお支払いする主な例

- ・協会の運営役員が誘導する際、誘導の不手際により参加者がけがをした場合。
- ・協会の運営役員が参加者と衝突し、参加者にケガを負わしてしまった場合。
- ・協会が用意したテント等の設置ミスにより倒壊したテントに挟まれ参加者がケガをした場合。

など

保険金をお支払いしない主な例

- ・協会の故意によるもの
- ・地震・噴火・津波など天災に起因する賠償責任
- ・昇降機（エレベーター等）の使用・管理に起因する賠償責任
- ・自動車の使用・管理に起因する賠償責任

など